

平成25年度 地域ケアプラザ事業報告書

1 施設名

横浜市高田地域ケアプラザ

2 事業報告

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのように行なったのか、事業計画書を基に具体的に記載してください。

地域の現状と課題について

地域全体の高齢化率は約23%となり、区内で最も高齢化の進んでいる地域のひとつとなりました。そのため買い物等日常生活に不便を感じている方や、災害時の避難や対応などへの不安を持っている方が多くいらっしゃいます。高田地区では地域福祉保健計画『ひっとプラン港北』の中で、災害時要援護者対策に取り組み、プラザも区及び区社協とともに支援チームの一員として関わりました。またマンションや高齢者専用住宅が新設されるなど、まちの状況も変わる中で新たな地域課題も挙げられるようになってきました。

プラザとしての地域の現状（課題）把握は町会や地区社協、学校及び医療機関・施設等関係機関との情報交換の他、自主事業参加者を対象としたアンケートや利用団体・利用者の声などから行いました。またプラザ内の各部門各職種からも情報を集約し、そこで得られた様々な地域課題について、地域が主体となって解決に向けた取り組みが行なえるよう関係機関・団体等と連絡調整し、必要に応じて自主事業等の企画・実施にもつなげました。職種間連携を重視し、担当のみに業務が偏ることなくプラザ全体として関わり、取り組んでいく体制づくりを心掛けました。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

昨年度は大規模修繕により空調設備と外壁をリニューアルしましたが、その他にも内装や設備、備品などに経年による不良箇所が多く見つかри、修繕や入れ替え等を行いました。日常的に職員が目視での不具合や異音等に注意し、不良箇所の早期発見、早期対応に努めました。設備保守等の業務委託についても、内容を見直し業務の省力化や効率化を含めた提案を求めた上で再契約しました。また、法人の関連施設と共に契約することでのスケールメリットも活用し、高品質のメンテナンスを安価で行えるよう努めました。

イ 効率的な運営への取組について

介護保険事業、指定管理事業ともに利用の向上を図るべく、地域や関係機関を通じて広く施設の活用を働きかけ、安定した収入と、利用者からの高い評価を得られるよう努めました。システム状況を随時見直して業務の迅速さや正確さを向上させるとともに業務が効率的にすすむよう努めました。職員一人ひとりが節電節水やリサイクルに積極的に取り組むとともに、業務におけるコスト意識を高く持ち効率的に運営できるよう心掛けました。消耗品や設備保守料等も公正で安価に調達し、経費節減に努めました。

ウ 苦情受付体制について

各部門に苦情受付担当者と苦情解決責任者を置き、第三者委員は法人にて2名の委員を配置して対応しました。周知は施設内の掲示や配布書類への記載等により行い、苦情の把握は意見箱の設置の他、利用者へのアンケート等の各種調査、利用団体の代表者会議等により行いました。寄せられた苦情等に対しては、随時ミーティングや職員会議等で検討し、早期対応に努めました。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

定期的に消防訓練を行い、職員の防災意識を高めるとともに、有事の避難誘導や非常通報、応急処置やAED操作等を冷静に行えるよう努めました。また、特別避難場所である施設の役割を周知し、災害時に的確な対応ができるよう努めるとともに、応急備蓄物資も必要数を整備しました。日常から防犯、防災を心がけ、個人情報を含む機密文書の管理や保管場所の施錠、電気設備等のスイッチの停止などを確実にし、二次的な犯罪、災害の防止に努めました。

オ 事故防止への取組について

日頃からヒヤリハット事例の記録を蓄積しておき、職員会議等で随時対応について考え、事故を未然に防ぐよう心掛けました。また、職員にリスクマネジメントの考え方を周知、徹底し、万一事故が発生しても適切な対応ができるよう指導し、原因究明、対象者への説明、関係機関への報告等を的確に行い、その後の事故防止に役立つよう努めました。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

職員については採用時に秘密保持と個人情報保護に関する誓約書の提出を義務付け、その後もミーティングや職員会議等の場で、随時これらの重要性の意識を高く持ち続けるよう指導しました。また、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、同意の下での最小限の使用にとどめ、二次利用することのないよう徹底しました。ケースファイル等文書の保管についても施錠のできるロッカーに管理して担当者が必要時のみ開けるように徹底しました。個人情報漏えい防止については個人情報を取扱う業務手順を周知徹底し、チェック機能が働く体制づくりを心掛けました。

キ 情報公開への取組について

施設の広報紙を毎月発行し、回覧板や町内の掲示板、店舗等に配布しました。また、より多くの世代の方々に、いつでも情報を見てもらえるよう、地区社協のホームページにあるケアプラザのコーナーから情報発信しました。また、施設に寄せられた要望や苦情については利用者会議での周知の他、必要に応じて概要と対応を情報コーナーに掲示しました。自主事業や利用団体の活動時、運営協議会等も活用し、情報公開に努めました。

ク 環境等への配慮及び取組について

館内で発生するゴミの減量化に努力し、出たものについては確実に分別し、リサイクルできるものは資源として再利用にまわす等の取り組みを行いました。日頃から節電や節水、車両のアイドリングストップ、適切な空調管理に努め、省資源、省エネルギーに心掛けました。地球温暖化防止や空気清浄等に効果があるとされる緑化の推進については、地域ボランティアの協力を得ながら、主にプランターへの植栽にて対応しました。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

介護予防支援業務は看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士、介護予防支援従事者を含む4名体制で業務にあたりました。看護師を中心に行いながらも3職種が連携、共同で取り組みました。

《目標（取組、達成状況）》

- ・ 支援していく中で利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場になり、適切なサービスが提供されるよう特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように公正中立にケアマネジメントが行なえるよう心掛けました。
- ・ 地域包括支援センター内の連携
月1回の定期的ミーティングの機会を設けることで、業務の進捗状況の確認と業務内容の共有化を図り、職種間の情報の共有と協力体制を整えました。各職種が専門性を発揮しながらも、チームとして効率的・効果的な業務を行うことができました。
- ・ 給付業務に関しては、委託先居宅介護支援事業所・サービス事業所とは紙面にて実績、状況を確認し、複数職員で給付管理データの作成・確認作業を行いました。
- ・ 研修体制
健康福祉局や区等が主催する研修に積極的に参加し、個々のスキルの向上に努めました。研修後は、内容を共有化することで地域包括支援センター全体のスキルの向上を図っています。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 交通費…担当地域を超える地域に訪問・出張する必要がある場合

《その他（特徴的な取組、PR等）》

《利用者実績》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
116	112	112	122	123	128
10月	11月	12月	1月	2月	3月
123	125	129	124	121	125

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

常勤専従 管理者 1名 介護支援専門員 3名
(常勤専従2名、常勤兼務1名)

《目標（取組、達成状況）》

利用者、家族本位を基本とし、利用者のニーズに合わせ、公正、中立なケアマネジメントを行ない、利用者、家族共に安心して在宅生活を送ることができるように努めました。

病院や区役所からの緊急ケースや困難ケースについても、積極的に受け入れ、また、多方面（地域包括支援センター、病院や区役所等）との連携にも力を注ぎました。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

● 交通費（通常の事業実施地域を越える地域に訪問、出張する必要がある場合）

《その他（特徴的な取組、PR等）》

地域包括支援センター併設の事業所という性格を生かし、緊急、困難ケース等についても、他部門と連携しながらチームアプローチを行いました。

介護保険サービスのみでなく、横浜市独自のサービスやインフォーマルサービス（地域のボランティア活動等）についても積極的に活用しました。インフォーマルサービス利用の際には、地域交流部門と密に連携を図りました。

《利用者実績》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
91	94	95	94	94	91
10月	11月	12月	1月	2月	3月
91	86	89	89	89	86

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 通所介護サービス計画の作成
- 介護に係る相談援助
- 機能訓練（日常動作訓練）
- 介護サービス（移動や食事、排泄の介助）
- 健康状態の確認
- 送迎
- 食事
- 入浴
- 集団でのレクリエーション、創作活動等の機能訓練
- 口腔ケア

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分

（要介護1）	708	円
（要介護2）	825	円
（要介護3）	942	円
（要介護4）	1,059	円
（要介護5）	1,176	円
- サービス提供体制強化加算（I）
- 入浴加算
- 口腔機能向上加算
- 介護職員処遇改善加算（I）
- 食費負担
- 口腔ケア用歯ブラシ

「くるりーナブラシ」	1本	399	円
「モアブラシ」	1本	420	円
「義歯用ブラシ」	1本	450	円

《事業実施日数》 週 7日

《提供時間》 9:50 ~ 16:00

《職員体制》

- 生活相談員 常勤2名
- 介護職員 常勤3名、非常勤19名
- 看護師 非常勤6名
- 歯科衛生士 非常勤1名

《目標》

- 利用者が自立した日常生活を送れるための支援を行う。
- 利用者が楽しく利用していただくこと念頭に置き、季節に即した行事レクリエーションを企画・実行していく。また、麻雀、将棋、絵手紙などの専門的なボランティアに積極的に活動していただき、利用者の個別のニーズに応じていく。
- 利用者の臨時利用や送迎時間の変更など、利用者の家族のニーズにも柔軟に対応できるよう心がけていく。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

● 月毎の行事レクリエーションの実施。

（5月：演芸大会 7月：納涼会、9月：運動会、10月：外食レク、12月：クリスマス会、1月：初詣、2月：地域の小学生と豆まき、3月：お花見）

《利用者数（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
651	674	672	689	709	709
10月	11月	12月	1月	2月	3月
744	691	673	654	585	734

● 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 介護予防通所介護サービス計画の作成
- 機能訓練（日常動作訓練）
- 健康状態の確認
- 集団のレクリエーション、創作活動等の機能訓練
- 介護に係る相談援助及び助言
- 介護サービス（移動や排泄の介助）
- 送迎
- 食事
- 入浴
- 口腔ケア

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
 - （要支援1） 2,327 円
 - （要支援2） 4,549 円
- サービス提供体制強化加算（I）
 - （要支援1） 51 円
 - （要支援2） 101 円
- 口腔機能向上加算 157 円
- 介護職員処遇改善加算（I） 所定単位数の1.9%
- 食費負担 700 円
- 口腔ケア用歯ブラシ
 - 「くるりーナブラシ」 1本 399 円
 - 「モアブラシ」 1本 420 円
 - 「義歯用ブラシ」 1本 450 円

《事業実施日数》 週7日

《提供時間》 9:50 ~ 16:00

《職員体制》

- 生活相談員 常勤2名
- 介護職員 常勤3名、非常勤19名
- 看護師 非常勤5名
- 歯科衛生士 非常勤1名

《目標》

- 利用者のケアプランに基づき、介護予防通所介護の役割を把握した上で、その目標の達成に向け支援する。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

（5月：演芸大会、7月：納涼会、9月：運動会、10月：外食レク、12月：クリスマス会、1月：初詣、2月：地域の小学生と豆まき、3月：お花見）

《利用者数（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
11	11	10	10	11	11
10月	11月	12月	1月	2月	3月
12	12	11	11	12	14

以下、地域ケアプラザ事業実績評価との共通部分（区と協議の上、策定してください。）

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

これまで継続してきた地域交流部門との連携により、障がい分野のケース対応や、支援機関との連携を図ることができました。

今後は、区役所も含めた支援者側のネットワークを更に強化して、高齢者以外の個別ケースに対しても柔軟に対応していきます。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

地域交流部門と地域包括支援センターの連携でスタートした、高次脳機能障害支援ネットワークの活動も今年度は年3回実施して、当事者支援から支援者への啓発まで活動の充実を図りました。また、閉じこもりがちな方を主な対象とした精神保健サロンなども継続しました。

3 職員体制・育成

指定管理事業、介護保険事業とも運営基準上の配置を確実にいき、業務の安定を図りました。特に通所介護においては、基準は目安として多様化する利用者のニーズに対応できる職員配置を行ないました。職員については積極的に研修に参加させるなど、専門職としての意識やスキルを高めるよう努めました。また他部門と連携し、協働して事業を行うことで、職員間の連携を深めました。

4 地域福祉のネットワーク構築

自主事業等を通じて、誰もが気軽に立ち寄れて、気軽に話しかけられるよう、部門に限らず全職員が積極的に挨拶や声掛けをするなど、親しみやすい環境づくりを心掛けています。また、新規利用団体の登録時に限らず、既存の団体においても、広報紙や掲示板、直接の声掛け等を通じて地域支援となる活動の啓発を行っています。その他、町会や地区社協・学校等の行事にも積極的に参加し、関係づくりをはじめ、様々な情報の発信や収集に取り組みました。

地域との連携については、プラザ利用団体をはじめ、各町内会・自治会や地区社協とも、年に数回の定例的なものではなく、必要に応じて随時情報の交換及び共有ができ、お互いの役割を明確にしています。

また、地区キャラクター「たかたん」管理委員会を組織し、町会、地区社協、民生委員児童委員協議会、商工会、学校、親と子のつどいの広場間で地域活動について話し合う場を設定しています。

5 区行政との協働

自主事業の他、こうほく高次脳機能障害支援ネットワークなどを通し、協働しています。またひっとプラン港北に関しても、支援チームの一員として、情報の共有、支援、地域アセスメントなど話し合う場を設け支援にあたっています。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

地域内、会合等に参加をさせていただきながらの情報収集ならびに、地区社協主催地域ボランティア連絡会を通しての情報提供を行いました。

また、子育てに関しては、子育てネットワーク会議を開催し、地域内で子育て支援に関わるネットワーク作りを行いました。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

プラザ自主事業実施にあたっては、福祉保健活動団体や地域の方が、実施に関しても参加いただけるよう企画・実施を行っています。また地域施設、団体と連携し活動場所の確保、機会の増加も行っています。

また、福祉保健支援団体として登録をいただいている団体に対しては、館内に具体的な提案を掲示し、福祉保健活動の提案をしました。

3 自主企画事業

地域活動団体、関係機関との協働の場として、また貸館利用団体の地域へ向けた活動PRの場として企画実施しました。多種多様な事業を実施し、日頃、地域活動や福祉保健に関わりの薄い層の方々にもケアプラザへ足を運んでいただく機会としています。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

既存のボランティア団体（個人を含む）には、いつでも気軽に相談や問い合わせができる環境を築くだけでなく、地区ボランティア連絡会を通し定期的に声掛けを行うなどして、情報の収集や提供等を行ってきました。また新規ボランティアの発掘を目的に、ボランティア団体と共催にて講座の実施もしました。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

地域包括支援センターのチラシ配布や、昨年同様に地域活動団体の会合などに参加させていただき、『顔の見える』関係づくりに努めました。その成果として、相談件数も増加傾向にあり、高齢者以外の相談対応も区や専門機関と連携を図り対応しました。

地域包括支援ネットワークの構築

今年度は、医療機関をはじめとし、障がい者支援機関などとも、個別ケースの係わりを通じて連携を図ることができました。次年度スタートする「地域ケア会議」や地域包括ケアの実現に向けて、更にネットワークの強化を図ります。

地域交流部門との連携も継続しており、ボランティア団体などインフォーマルな活動団体とも連携を図ることができました。

実態把握

今年度も包括内での個別ケースの情報共有や、行政の統計調査を基に地域内の実態把握に努めました。

また、2年目となった75歳以上の一人暮らし高齢者を対象とした、「ひとり暮らし高齢者地域で見守り推進事業」を通じて、把握が困難な一人暮らし高齢者にアプローチすることができました。

2 権利擁護

権利擁護

今年度も専門職団体の連携強化や情報共有の場として、「港北区サポートネット」を年3回実施しました。事例検討をはじめ、横浜市が取り組んでいる「市民後見人養成・活動支援事業」についても、市や市社協の担当者へと、進捗状況の確認などを行いました。

また、昨年同様に県行政書士会神奈川東支部との協働により、個別相談会を実施しました。

高齢者虐待

「高齢者虐待防止連絡会」への参加と、研修会を通じたスキルアップを図りました。また、次年度に向けて、より支援者側のネットワーク強化を図るべく、「高齢者虐待防止連絡会」の見直しを行いました。

また、虐待防止の一助として「介護者のつどい」においても介護者同士の交流や施設見学などを行い、介護負担の軽減を通じて虐待防止に努めました。

認知症

介護予防事業を通じて、地域住民の認知症の理解や啓発に繋がりました。次年度も、地域活動団体や企業等に向けた働きかけを継続していきます。

3 介護予防マネジメント

二次予防対象者把握

地域の会合やケアプラザの催し、ケアプラザ貸館利用団体等、高齢者が集まる場に出席し、介護予防に関する情報提供や基本チェックリストを活用して生活機能評価を行い、二次予防対象者の把握に努めました。

二次予防対象者と判定された方に対しては、制度について分かり易く説明した上で介護予防プログラム等(講演会、訪問型介護予防事業、自主事業)の情報を提供しました。その結果、訪問型介護予防事業(栄養・口腔ケア：1名、運動：1名)への利用に2名繋げることができました。今後も、できる限り要介護状態にならずに自立した日常生活を営むことができるようこれからも支援していきます。

介護予防ケアマネジメント力

・介護予防ケアプランを作成する上で、利用者やご家族が制度について理解し、できるだけ自立した生活が送れるよう、介護保険サービスのみでなくインフォーマルサービスの利用を活用した支援を行っています。

ケアプラン作成にあたっては、サービス利用が目的になっていないか、家族の意向のみ重視されていないか、本人が理解できる表現を使用しているか等に注意を払いました。

・マネジメントする側の職員も研修・講演会等に積極的に参加し、専門職としての意識やスキル向上に努めました。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

・地域の医療機関と共同で、地域住民向けに認知症、脳血管疾患、精神疾患についての講演会を開催。知識の普及・啓発の機会をつくりました。

・民生委員・児童委員とケアマネジャーとの懇談会を開催。地域の問題について意見交換の機会を設けました。

・精神疾患を患っている方及びその家族の方との交流会を定期的で開催しました。また、講師を呼んで地域住民との交流の機会を作りました。

医療・介護の連携推進支援

港北区内の医師会・歯科医師会・薬剤師会及び区役所、介護保険事業所連絡会及び包括支援センター合同にて勉強会及び交流会を開催し、顔の見える関係作りを図りました。

ケアマネジャー支援

- ・区内8地域包括合同のケアカンファレンスを開催。ケアマネジャーとしての質の向上の機会を作りました。
- ・高田地区ケアマネ連絡会を開催。定期的に勉強会を開催し、ケアマネジャーの質の向上を図りました。
- ・ケアマネジャー向けに『インフォーマル情報紙』及び『デイサービス情報紙』を編集し、日頃の業務に活用してもらいました。
- ・新任ケアマネジャー向けに意見交換会を開催。アドバイス等を行ないました
- ・ケアマネジャーが主催するサービス担当者会議に積極的に参加し、アドバイス等を行ないました。
- ・地域の方を担当するケアマネジャーの相談や質問を随時電話や来所等で伺い、アドバイス等を行いました。

介護予防事業

介護予防事業

高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるように、健康に関する情報提供や講演会、教室を実施しました。

- ・介護予防教室“生徒と一緒に” 高田中学校にて6月～7月 全4回開催
- ・認知症予防講演会 9月12・13日の2日間開催
- ・初心者のためのウォーキング講座 平成26年2月～3月 全8回開催
講座終了後、元気づくりステーションへの移行が決定。
平成26年5月より、2回/月元気づくりステーション“たかた歩こう会”として活動の予定です。
- ・地区社協 居場所づくり事業“ふらっと高田”へ月1回定期的に出向き、介護予防体操の指導、健康に関する情報提供や相談に対応しました。

その他

--

平成25年度 地域ケアプラザ収支報告書

施設名: 高田地域ケアプラザ

平成25年4月1日～平成26年3月31日
(単位: 千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護	認知症対応型 通所介護
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援				
収入	指定管理料収入	17,772	23,277	174					
	介護保険収入				4,604	13,857		75,001	
	その他	0	0	0	0	279		7,705	
	委託料(地域包括支援センター相談体制強化事業)								
	認定調査料					279			
	利用料等							6,332	
	その他							1,373	
収入合計(A)	17,772	23,277	174	4,604	14,136		82,706		
支出	人件費	10,440	20,690			12,954		61,700	
	事務費	2,409	2,168			1,729		15,042	
	事業費	103	87	185		1,100		10,742	
	管理費	6,501	1,877			0		0	
	その他	954		0	0	0		3,990	
	施設使用料相当額							3,990	
	消費税	522							
戻入	432	526							
支出合計(B)	20,407	24,822	185	0	15,783		91,474		
収支 (A) - (B)	-2,635	-1,545	-11	4,604	-1,647		-8,768		

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載をしてください。

※**精算書をベースに作成してください。**